

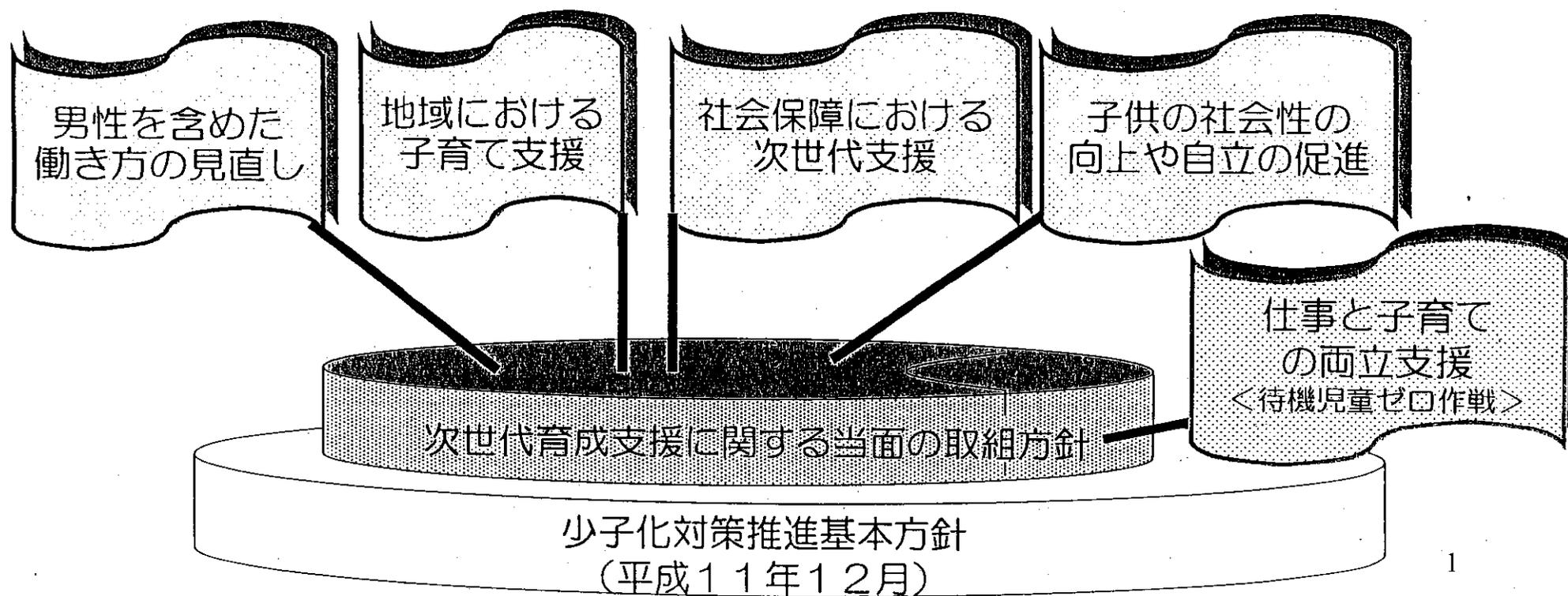
次世代育成支援に関する当面の取組方針 ＜概要＞

平成15年3月14日
少子化対策推進関係閣僚会議

目的・基本的な考え方

○ 「夫婦の出生力の低下」という新たな現象と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の対策を推進することが必要。

- このため、政府として「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を策定。
- 政府・地方公共団体・企業等が一体となって、国の基本政策として次世代育成支援を進め、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」を実現。



基本的な施策

「次世代育成支援対策推進法案」、「児童福祉法改正法案」に基づく行動計画の策定・実施等により、自治体、企業等における取組を促進

すべての働きながら子どもを育てている人のために

1 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

- 子育て期間における残業時間の縮減
- 子どもが生まれたら父親が5日間の休暇を取得 等
- 多様就業型ワークシェアリングの普及促進、パートタイム労働者の均衡処遇の普及・社会保険の適用拡大、テレワークの推進

2 仕事と子育ての両立の推進

- 社会全体での目標値を踏まえ、各般の取組を推進
 - 〔 育児休業取得率(男性10%、女性80%)、子どもの看護休暇制度の普及率(25%)、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率(25%) 〕
 - ・ 次世代育成支援対策推進センターによる事業主への相談援助、対策推進事業主の認定
 - ・ 両立指標の活用、育児休業取得促進奨励金の創設 等

3 保育サービスの充実

- 待機児童解消のための計画の策定等による待機児童ゼロ作戦の一層の推進
- パートタイム労働者等のための新しい「特定保育事業」を創設・推進
- 保育ママについて、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化
- 幼稚園等の活用も含めた放課後児童クラブの充実

1 地域の様々な子育て支援サービスの充実とネットワークづくり等の推進

- 専業主婦家庭の急病、育児疲れ等に対応した一時預かりサービスの推進
- 「地域子育て支援センター」や子育て中の親子が集まる「つどいの場」の設置の推進
- 「子育て支援総合コーディネーター」による利用援助や「子育てサポーター」による相談等の推進
- 小児医療、母子家庭等の自立支援、児童虐待防止対策、障害児施策の充実

2 家庭教育への支援等の充実

- 子育て講座の実施、新家庭教育手帳・家庭教育ビデオの作成配布による子育て情報の提供

3 子育てを支援する生活環境の整備

- 公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置を促進
- ハートビル法等に基づく取組の促進、「子育てバリアフリー」マップの作成・配布
- 良質なファミリー向け住宅の供給促進・公共賃貸住宅等における多子世帯等の優先入居

4 再就職の促進

- 出産や育児のために仕事を離れた方に対する再就職支援を推進

5 社会保障における「次世代」支援

- 年金制度改正の一環として、年金額計算における育児期間への配慮を検討

6 教育に伴う経済的負担の軽減

- 若者が自立して学べるようにするための奨学金制度の充実

1 親になるための出会い、ふれあい

- 中高生が乳幼児とふれあう機会の拡充

2 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

- 体験活動や世代間交流の推進
- 家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発の推進

3 若者の安定就労や自立した生活の促進

- 若年者に対する職業体験機会の提供・職業訓練の推進
- フリーター対策の推進

4 子どもの健康と安心・安全の確保

- 食を通じた家族形成や人間性の育成(食育)
- 性に関する正しい理解の普及
- 安全で快適な「いいお産」の普及

5 不妊治療

- 倫理面・技術面、体制整備などの課題に取り組むとともに、経済面を含めた支援の在り方について検討
- 不妊専門相談センターの整備

今後の推進方策

- 平成15年及び16年の2年間を次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置づけ、一連の立法措置を講じる。
- 平成15年においては、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び「児童福祉法改正法案」を提出。
- 平成16年においては、「児童手当制度の見直し」、「育児休業制度等の見直し」、「多様な働き方を実現するための条件整備」等について、幅広く検討を行った上で所要の法案を提出。
- さらに、平成17年度からの市町村、都道府県、事業主の行動計画の円滑な実施を支援するほか、今後の少子化や対策の進展状況等を踏まえつつ、必要な取組方策について引き続き検討。

次世代育成支援に関する当面の取組方針（抜粋）

平成15年3月14日
少子化対策推進関係閣僚会議

2 基本的な考え方

- 具体的な対策の枠組みとしては、従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代育成支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組を効率的かつ効果的に進めることとする。

4 基本的な施策

(2) 子育てしているすべての家庭のために

オ 社会保障における「次世代」支援

子どもは次の時代の社会保障の支え手であることから、社会保障制度において子どもや子育て家庭に対する配慮を行うことについて検討する。

また、社会保障制度改革に当たっては、制度を支える将来世代の負担が過重とならないよう、現行の給付や負担を見直すなど支えられている世代との負担のバランスを考慮するものとする。

- 多様な働き方の実現と併せて、育児期間において、収入が下がり又はなくなる場合に、将来の年金額計算において配慮を行うことなどについて、平成16年の次期年金制度改正の際に検討する。

カ 教育に伴う経済的負担の軽減

教育に伴う経済的負担の問題が少子化の背景にあると指摘されていることを踏まえ、若者が自立して学べるようにするため、育英奨学金の充実を行うとともに、新たな貸付制度等についても検討を行う。

- (ア) 学生が安心して学べるよう育英奨学金を充実する。

- (イ) 世代間扶養を基本的な考え方に運営している年金制度において、若者が次代の「支え手」となることを社会全体で支援する観点から、新たな貸付制度も含めてどのように取り組んでいくか、平成16年の次期年金制度改正の際に検討する。

次世代育成支援対策推進法案の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

1 概要

(1) 目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務 等

(2) 基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

(3) 行動計画

① 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。

② 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、①の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

③ 事業主の行動計画

ア 一般事業主行動計画

- ・ 事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。
- ・ 事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定すること。
- ・ 厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主団体がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること

イ 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

(4) 次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

(5) 次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。

2 施行期日等

公布の日から施行。ただし、1の(3)①の行動計画策定指針の策定は、公布の日から6月以内の政令で定める日から、1の(3)②の地方公共団体の行動計画及び1の(3)③の事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法案は、平成27年3月31日までの時限立法である。

次世代育成支援対策推進法案の趣旨

少子化対策プラスワン

※仕事と子育ての両立支援に加え、以下の事項を重点的に推進

- ・ 男性を含めた働き方の見直し
- ・ 地域における子育て支援
- ・ 社会保障における次世代支援
- ・ 子どもの社会性の向上や自立の促進

総合的な推進体制の整備

自治体・企業における
行動計画の策定

⇒ 次世代育成支援対策
推進法案

具体的な個別施策の推進

各個別法の整備

⇒ 児童福祉法案

育介法

年金各法 等

車の両輪

○ 国が定める指針に即して、自治体、企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進。

